

## がん責任開始日前にがんと診断確定されていた場合の がん診断特約および抗がん剤（腫瘍用薬）治療特約の 無効の取扱いについて

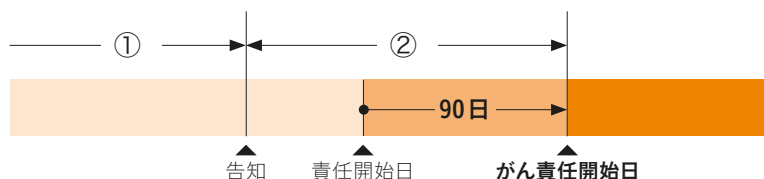
被保険者が、がん責任開始日※より前にがんと診断確定されていた場合は、次のとおりとします。

※これらの特約の責任開始日（復活の場合はこれらの特約の最後の復活の際の責任開始日）からその日を含めて91日目

- ご契約者または被保険者がその事実を知っているとしないにもかかわらず、これらの特約（またはこれらの特約の復活）は無効とします。  
\*無効とは、これらの特約（またはこれらの特約の復活）の効力が初めからなかったものとするをいいます。
- この場合、すでに会社が受け取ったこれらの特約の保険料（復活の際の無効の場合には、すでに会社が受け取った復活の際のこれらの特約の延滞した保険料および復活以後のこれらの特約の保険料）については、次のとおり取り扱います。

診断確定の時期	取扱い内容
①告知の時より前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	イ. その事実をご契約者および被保険者がともに知らなかったときは、ご契約者に払いもどします。
	ロ. その事実をご契約者または被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払いもどしません。
②告知の時からこれらの特約のがん責任開始日の前日までの間に被保険者ががんと診断確定されていたとき	ご契約者に払いもどします。

<解説>



① ②の期間にがんと診断確定されていた場合は、これらの特約は無効とします。